## 主 文 原判決を破毀して本件を富山地方裁制所に差戻す 理 由

辯護人奈賀隆雄上告趣意書第一點、原審判決は判決に示すべき判断を遺脱した違 法がある。本辯護人は原審に於て被告人は犯行當時心神耗弱の状態に在つたことを 主張したが原審はその判決に於てその判断を逸脱した違法がある。即ち被告人の行 高は常識で判断して納得の出來ないところがある。その理由は(一)自分の下宿してある恩人のA方の自轉車を無断で持ち出して賣り飛ばとしゐること(二)而もそれを勤務先の刑務所で賣つてゐること(三)更に買主が古物商であつて刑務所で白書公々然と買った以上安心して堂々と店頭で賣却するであらう。そうすれば即時犯 罪が發覺すると言ふことは普通の常識ある人間なれば即座に判ることである。それ を敢えてしたところを観ると被告人は本件犯行常時判断力を失つてゐた證據であつ た。即ち原審公判調書八三丁「問、被告人は本年三月二十日頃此の富山市a町b番 地のA方玄關に於てB所有の自轉車一台を盗んで來たか答、その日私は役所で部長 試験があり、以前から毎日徹夜で勉強してゐたところその晩疲れが出てよく眠つて ゐたところ目を覺して時計を見たところ時間がなく切迫してゐたので間に合はない のでC方の玄關にあつた自縛車に来つて行つたのであります」と記載のある通り被 告人は看守部長の試験勉強の爲毎日徹夜して夜の明る迄勉強して全然就寝せず且夜 勤迄してゐた上その犯行當日は午前四時頃迄試験勉強をして暫く寝て目醒めた時は 午前五時西十分位にして約一時間半位しか睡眠をとつてゐなかつたので睡眠不足の 爲犯行當時は強度の試験勉強の爲神經衰弱に罹つて判断力を喪つてゐたものであり 之を法律的に言へば心神耗弱中の行為であるから減輕せられ度い旨主張したものに して、斯く主張したことは相辯護人高見之忠及び被告人は勿論全傍聽人もひとしく 認めるところであつて此の點は原審第二回公判調書中に「奈賀辯護人は本件犯罪の 動機及原因云々を上申し、被告人は常時連日の試験勉強の爲神経衰弱に罹り居りた るものにして、現在深く改悛し居るな以て諸般の事情を斟酌の上刑の執行猶豫の制 決を賜り度いと辯諭した」と記載してあるのを見ても明瞭であつて其の記載不充分 であるとは言へ本辯護人が心神耗弱の主張を爲した事實のあつたことの片鱗を示し てある記載振りによつてもよく窺がへるところであつて神経衰弱なる言葉は精神病理學上の用語であるが之を法律的に言へばとりも直さず心神耗弱であることを主張したものである。醫学上も神経衰弱には精神作用の障害の存することを認めて脳の 神経活動が病的に故障を生じ其の程度が昂進すると甚だしきは幻想幻惑に陥り遂に 心神喪失の程度に迄達することを認めてゐるのであつて、まことに被告人は平素は 眞面目に看守をして精励を拔きんじてゐて向上心があつて看守部長に昇進する様努 力してゐたので自轉車を盜まねばならぬ動機も極めて薄弱であるところを観ても實 に被告人は前述の通り少くとも心神耗弱の状態にあつたものであり従つて原裁判所 は本辯護人の主張に對し判決中に判断を示さねばならぬと思料する。殊に此の心神 耗弱の場合は刑法第三十九條第二項に依つて必ず其の刑を減輕せねばならぬのであって、而も刑事訴訟法第三百六十條第二項には法律上特定の事實あれば必ず刑の減 免を爲さねばならぬ場合にその事實の主張があれば之に對し判断を示すべきことを 命じてゐるものにして原判決は刑事訴訟法第四百十條第二十號に該當するものであ るから須く原判決を破毀し本件を原裁判所に差戻されるものと信ずる。 辯護人神垣秀六の上告趣意書の要旨は、原審第二回公判調書に依れば「辯護人奈

舞護人神理会八の工告趣息書の安盲は、原番第二四公判調書に依れは「辯護人会質隆雄は本件犯罪の動機及び原因、經歴、家庭の状況につれる。點を上改し、協会とは當時運日の試験勉強の無熱を衰弱にてものとと語論にていたものと問題を表現の事情を斟酌の上刑の執行猶豫の判決を賜り刑務所にといる。以て諸般の事情を斟酌の上刑の執行猶豫の判決を認此に看明的で表別の記載があって昭和二十三年三月二十日(本件犯行當と以明語於正の法論に看明的で表別で表別である。以前ので表別では、公司ので表別では、公司ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別である。以前ので表別ので表別を表別である。以前ので表別である。以前の工事には、公司の工事を表別ので表別である。以前の工事を表別である。以前の工事を表別である。以前の工事を表別である。以前の工事を表別である。というに表別である。というに表別である。というに表別である。というに表別で表別である。というに表別である。というに表別である。というに表別である。というに表別である。というに表別で表別である。というに表別で表別である。というに表別で表別である。というに表別で表別で表別である。というに表別では表別である。というに表別である。というに表別である。というに表別である。というに表別では表別である。というに表別である。というに表別では表別である。というに表別である。というに表別である。というに表別である。というは表別では表別である。というは表別では表別では表別では表別では表別である。というは表別では表別である。というは表別では表別である。というは表別では表別である。というは表別では表別では表別では表別では表別である。というは表別では表別では表別である。というは表別では表別である。というは表別では表別では表別できまえる。というは表別では表別では表別では表別では表別では表別では表別できまれる。というは表別では表別できまえる。というは表別では表別である。というは表別では表別である。というは表別である。というは表別である。というは表別では表別できまれる。というは表別では表別では表別では表別できまえる。というは表別ではまれる。というは表別では表別では表別では表別できまれる。というは表別ではまれる。というは表別ではまれる。というは表別ではまれる。というは表別では表別では表別ではまれる。というは表別ではまれる。というは表別ではまれる。というは表別ではまれる。というは表別ではまれる。というは表別ではまれる。というは表別ではまれる。というは、まれる。というは、まれる。というは、表別ではまれる。というは、まれる。というは、まれる。というは、まれる。というは、まれる。というは、まれる。というは、まれる。というは、まれる。というは、まれる。というは、まれる。というは、まれる。というはなり、というは、まれる。というはなりまれる。というはないる。というはなり、というはなりではなりまれる。というは、というないる。というは、というないる。というはないる。というはないる。と

弱を主張したものと解し得るから之に對する判断を示すのが裁判常識である。然るに原判決は漫然之を看過し判断遺脱の判決を爲したもので、この點に於て破毀を免れない。と謂い

辯護人高見之忠の上告趣意書二の要旨は、本辯護人は原審公判に於て被告人は犯行當時神經衰弱に罹り心神耗弱の状況にあつた旨主張したが、原判決はこの點に付何等の判断を示さなかつたから刑事訴訟法第三百六十條第二項の判断を遺脱した違法がある。と謂うにある。

(要旨〉よって案ずるに、被告人が犯行當時心神耗弱の状況にあった旨の主張に素があった場合には刑事訴訟法第三百六十〈/要旨〉條第二項に依り判決に於て右主張に第一条には刑事訴訟法第三百六十く/要旨〉條第二項に依り判決に於て右主張を記述、四人の疑いもなりである時連の記載を見るに「奈賀辯護人は「中略」とは「京の政治の事態を見らるに「京のにして現在深くなら、自己の主義を見られて、自己の主義を見られて、自己の主義を見られて、自己の主義を見られて、自己の主義を見られて、自己の主義を関係した。自己の主義を関係をのでは、自己の主義を関係した。自己の主義を関係をのでは、自己の主義を関係をのでは、自己の主義を認定した。自己の主義を記述を表した。自己の主義を表しため、自己の主義を表した。自己のも、自己の主義を表した。自己の主義を表した。自己の主義を表した。自己の主義を表した。自己の主義を表した。自己の主義を表した。自己のもな。自己の主義を表した。自己のもな。自己のもな。由える。自己のもな。由えるもな。自己のもな。由える。由えるもな。由える。由えるもな。由えるもな。由えるもな。由えるもな。由える。自己のもな。由えるもな。自己のもな。由えるる。由えるもな。由える。自己のもな。由えるる。由える。由えるる。由えるもなるるる。由えるもな。由えるる。由えるもなるる。由えるもなる。由えるもなるる。もなるる。も

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 世古件逸郎 判事 鈴木正路 判事 赤間鎭雄)